

## 社会福祉法人設立認可審査委員会設置要綱

(平成25年3月29日区長決定)

### (目的及び設置)

第1条 この社会福祉法人設立認可審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、社会福祉法に定める社会福祉法人を認可するに当たり、社会福祉法人の適格性等について審査することを目的とする。

### (審査基準)

第2条 審査は、別表の「社会福祉法人設立認可審査基準」（以下「法人認可基準」という。）に基づき行うものとする。

### (審査委員会の構成)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福祉部長（社会福祉法人認可所管部署）
- (2) 総務課長（区総務所管課）
- (3) 福祉総務課長（社会福祉法人認可所管課）
- (4) 介護保険課長（事業所管課）
- (5) 障がい政策課長（事業所管課）
- (6) 保育サービス課長（事業所管課）
- (7) 子ども政策課長（事業所管課）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、福祉部長が必要と認める者

### (委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、福祉部長をもって充てる。

### (招集)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

### (審査会の開催)

第6条 審査会は、委員総数の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

### (開催方法)

第7条 審査委員会及び審査委員会資料は、原則非公開とする。

### (開催時期)

第8条 審査委員会は、必要の都度開催できるものとする。

(審査の方法)

- 第9条 審査委員会は、別記様式1「社会福祉法人設立認可審査表」及び別記様式2「社会福祉法人設立認可審査表（土地・建物）」により審査する。
- 2 審査説明は事業所管課において行う。
  - 3 議事は、議事について前項の審査説明を行う委員を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
  - 4 審査委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第10条 審査委員会における庶務担当は、福祉部福祉総務課社会福祉法人指導係とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 社会福祉法人設立認可審査基準

項目	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
組織運営	<p>1 評議員及び役員構成は、適正であるか。</p> <p>2 評議員及び役員の就任予定者に、評議員又は役員としての適格性を欠く者はいないか。 (削除) (削除)</p> <p>3 施設長予定者は、資格を有する者であるか。</p> <p>4 法人の経営方針は確立されているか。</p>	評議員及び役員履歴書、事業計画書等及び設立代表者等に面接の上確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員履歴書</li> <li>・ 役員履歴書</li> <li>・ 事業計画書</li> </ul>	<p>(評議員及び役員候補者)</p> <p>(1) 評議員</p> <p>ア 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから適正な手続により選任される見込みであること。</p> <p>イ 法第 40 条第 1 項に規定する欠格事項に該当していないこと。</p> <p>ウ 当該法人の理事、監事又は職員を兼ねていないこと。</p> <p>エ 理事の員数を超える数であること。</p> <p>オ 各評議員又は各役員の親族等及び特殊の関係がある者が含まれていないこと。</p> <p>カ 関係行政庁の職員が含まれていないこと。</p> <p>キ 実際に法人運営への参画が困難な者、公職にある者等を名目的又は慣例的に参加させていないこと。</p> <p>ク 暴力団員等の反社会勢力の者でないこと。</p> <p>(2) 理事</p> <p>ア 法第 44 条第 1 項において準用する法第 40 条第 1 項に規定する欠格事項に該当していないこと。</p> <p>イ 次に掲げる者が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉事業について識見を有する者</li> <li>② 当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者</li> <li>③施設を設置している場合は、当該施設の管理者</li> </ul> <p>ウ 6 人以上であること。</p> <p>エ 理事本人を含め、親族及びその他各理事と特殊の関係がある者が制限数以内であること。</p>	社会福祉法人は、法第 4 条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有しており、このことを踏まえた人選が行われていること。また、決して脱税その他不正の目的で法人を設立するものではないこと。

別表 社会福祉法人設立認可審査基準

			<p>オ 当該法人の評議員又は監事を兼ねていないこと。</p> <p>カ 関係行政庁の職員が含まれていないこと。</p> <p>キ 実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者を名目的・慣例的に選任していないこと。</p> <p>ク 暴力団員等の反社会勢力の者が含まれていないこと。</p> <p>(3) 監事</p> <p>ア 法第44条第1項において準用する法第40条第1項に規定する欠格事項に該当していないこと。</p> <p>イ 次に掲げる者が含まれていること。</p> <p>① 社会福祉事業について識見を有する者</p> <p>② 財務管理について識見を有する者（公認会計士又は税理士の登用が望ましい。）</p> <p>ウ 2人以上であること。</p> <p>エ 当該法人の評議員、理事又は職員を兼ねていないこと。</p> <p>オ 各役員の子親及び各役員と特殊の関係がある者が含まれていないこと。</p> <p>カ 関係行政庁の職員が含まれていないこと。</p> <p>キ 実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者を名目的・慣例的に選任していないこと。</p> <p>ク 暴力団員等の反社会勢力の者でないこと。</p> <p>(4) 会計監査人（法第37条に規定する特定社会福祉法人）</p> <p>ア 公認会計士又は監査法人であること。</p> <p>イ 当該法人の役員等となっている場合等、計算書類について監査することができない者でないこと。</p>	
--	--	--	--	--

別表 社会福祉法人設立認可審査基準

				(施設長) 関係法令及び通知で定める資格を有する者であること。	
財政状況	1 施設整備資金のほか、法人設立当初の事業運営資金は、確実に確保されているか。 2 国又は地方公共団体から補助を受けることを予定している場合は、確実に補助を受ける見込みがあるか。	(1) 贈与契約(確約)書及び残高証明書等により確認すること。 (2) 補助予定通知(確約)書及び補助予定自治体に連絡の上確認すること。	・ 贈与契約(確約)書 ・ 残高証明書 ・ 補助予定通知(確約)書 ・ 債務負担行為確約書	(運転資金) 年間事業費(予算額)の12分の1以上の金額であること。なお、介護保険法上の事業を行う場合は、12分の3以上の金額、障害者施設等自立支援給付費制度の対象となる事業を行う場合は、12分の2以上の金額であること。  (法人事務費) 必要額(原則1,000,000円)以上の金額であること。	補助が確実に行われることについて、当該補助に係る国又は地方公共団体が発行する通知書等により確認することができること。
事業	1 事業の将来性又は確実に運営される見通しはあるか。 2 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているか。	事業計画書及び予算書等により判断すること。	・ 事業計画書 ・ 予算書	(事業) (1) 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。 (2) 法令に基づく許認可を受けることが確実であること。	
所有予定地	1 寄附により取得する場合、所有者は、法人に対して寄附を行う意思があるか。 2 売買契約により取得する場合、売買契約は適正であるか。 3 当該土地は確実に所在するか。 4 寄附申込者又は売主	(1) 贈与契約(確約)書、所有権移転登記確約書及び本人に面接のうえ確認すること。 (2) 売買契約(確約)書及び所有権移転登記確約書により確認すること。 (3) 不動産登記簿謄本により確認すること。	・ 贈与契約(確約)書 ・ 売買契約(確約)書 ・ 所有権移転登記確約書 ・ 不動産登記簿謄本(抄本は不可) ・ 不動産登記	(契約(確約)書) 実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。  (登記事項証明書) (1) 所有権保存登記済であること。 (2) 所有権移転登記済であること。  (抵当権等) 抵当権等の制限物件が設定されていないこと。	(1) 所有権保存登記が未了の場合は、原則として認められないので、登記手続完了後認めること。ただし、事情によっては、土地補充課税台帳登録証明書の提出があったときは認めてもよいこと。 (2) 所有権移転登記が未了の場合は、原則として認

別表 社会福祉法人設立認可審査基準

	<p>は正当な所有者であるか。</p> <p>5 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか。</p> <p>6 当該土地に施設の建築が可能であるか。 (用途地域、建ぺい率、容積率等)</p> <p>7 立地条件に問題はないか。(交通機関、医療施設、公共施設等)</p> <p>8 当該土地に施設を建設することについて地域住民は了解しているか。</p>	<p>(4) 必要に応じて不動産登記済証(権利証)の提示を求めること。</p> <p>(5) 建築許可の見通しについて、当該地区建築指導所管に電話又は文書照会を行い確認すること。</p> <p>(6) 立地条件について、現地調査を行い確認すること。</p> <p>(7) 住民説明会の記録、区市町村の意見書等により判断すること。</p>	<p>済証(権利証)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附者行為能力証明(身分証明書等)</li> <li>・ 印鑑登録証明書</li> <li>・ 住民説明会の記録</li> <li>・ 区市町村の意見書</li> </ul>	<p>(その他)</p> <p>(1) 当該施設の建築許可の見通しが確実であること。</p> <p>(2) 立地条件に問題がないこと。</p> <p>(3) 住民の理解と協力を前提とするため、原則として地元の反対がないこと。</p>	<p>められないので、登記手続完了後認めること。ただし、事情によっては、所有権移転の事実を証明する書類を確認の上認めてもよいこと。</p> <p>(3) 抵当権が設定されているときは、原則として認められないので、抵当権の抹消を求め、抵当権抹消登記後認めること。ただし、抵当権抹消の確実な見通しのあるものは認めてもよいこと。</p> <p>(4) 建築許可の見通しが無いものは認められないこと。</p> <p>(5) 農地転用等により建築が可能となるものは、転用手続等を完了後認めること。ただし、農地転用等許可申請手続中のものは、事情に応じて認めること。</p> <p>(6) 立地条件については、施設の種別に応じて考慮</p>
--	--	--	---	--	---

別表 社会福祉法人設立認可審査基準

					<p>すること。</p> <p>(7) 反対がある場合は、住民代表者等と話し合いを通じ問題点の解決を図るよう指導すること。その経緯及び結果をみて、建設の了解の是非を判断すること。</p>
借受予定地	<p>1 所有者が国又は地方公共団体の場合、貸与又は使用許可は確実に受けられるか。</p> <p>2 所有者が国又は地方公共団体以外の場合、法人に対して貸与の契約（地上権設定契約又は賃貸借契約）及び地上権又は賃借権の登記を行う意思があるか。</p> <p>3 当該土地は確実に所在するか。</p> <p>4 貸地人は正当な所有者であるか。</p> <p>5 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していない</p>	<p>(1) 貸与確約書又は使用許可承諾書及び国又は当該地方公共団体に連絡の上確認すること。</p> <p>(2) 地上権設定契約（確約）書又は賃貸借契約（確約）書及び本人に面接の上確認すること。</p> <p>(3) 地上権又は賃借権登記誓約書により確認すること。</p> <p>(4) 不動産登記簿謄本により確認すること。</p> <p>(5) 必要に応じ不動産登記済権利書の提示を求めること。</p> <p>(6) 建築許可の見通しに</p>	<p>・ 地上権設定契約（確約）書</p> <p>・ 賃貸借契約（確約）書</p> <p>・ 貸与確約書</p> <p>・ 使用許可承諾書</p> <p>・ 地上権登記誓約書</p> <p>・ 賃借権登記誓約書</p> <p>・ 地代贈与契約書</p> <p>・ 地代寄付者の行為能力証明（所得証明書等）</p>	<p>（貸与又は使用許可）</p> <p>国又は地方公共団体から貸与又使用許可が確実に受けられること。</p> <p>（所有者が国又は地方公共団体以外の場合）</p> <p>都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、認められること。ただし、次の各号に該当する場合は、都市部以外においても認められること。</p> <p>(1) 特別養護老人ホームを設置する場合（平成12年8月22日付社援第1896号・老発第599号通知）</p> <p>(2) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を運営している既設の社会福祉法人が福祉ホームを運営する場合（平成12年9月8日付障第669号社援第2028号通知）</p> <p>(3) 既存法人（第一種社福祉事業（社会福祉法第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を運営する事業若しくは障</p>	<p>（貸与又は使用許可）</p> <p>(1) 土地は自己所有を原則とするが、それにより難しい場合は、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けなければならない。</p> <p>(2) 貸与又は使用許可の期間は、国又は当該地方公共団体が設定した期間でよいこと。</p> <p>（地上権設定又は賃貸借契約）</p> <p>(1) 例外的に国又は地方公共団体以外の者からの借受が認められているが、この場合、地上権又は賃</p>

別表 社会福祉法人設立認可審査基準

	<p>か。</p> <p>6 当該土地に施設の建築が可能であるか。 (用途指定、建ぺい率、容積率等)</p> <p>7 立地条件に問題はないか。(交通機関、医療施設、公共施設等)</p> <p>8 当該土地に施設を建設することについて、地域住民は了解しているか。</p>	<p>ついて、当該地区建築指導所管に電話又は文書照会を行い確認すること。</p> <p>(7) 立地条件について、現地調査を行い確認すること。</p> <p>(8) 住民説明会の記録、区市町村の意見書等により判断すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産登記簿謄本</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・住民説明会の記録</li> <li>・区市町村の意見書</li> <li>・収支予想計算書</li> </ul>	<p>害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行うものに限る。)が通所施設を設置する場合(平成12年9月8日付(平成12年9月8日付障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号通知)</p> <p>(4) 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合(平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号通知)</p> <p>(5) 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域内において「サテライト型障害者施設」を設置する場合(平成16年12月13日付社援発第1213003号・老発第1213001号通知)</p> <p>(6) 地域活動支援センターを運営する場合(平成24年3月30日付社援発0330第5号通知)</p> <p>(7) 既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合(平成28年7月27日付社援発0727第1号・老発0727第1号通知)</p> <p>(地上権設定又は賃貸借契約)</p> <p>(1) 借地借家法に違反していないものであること。</p> <p>(2) 実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。</p> <p>(地上権又は賃借権設定登記)</p> <p>その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定、かつ、登記が確実にされること。</p>	<p>借権の設定及び登記が必要である。ただし、次の各号に該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。</p> <p>ア 公団、公社の土地の貸与を受けて使用する場合は、貸与確約書があれば認めてよいこと。</p> <p>イ 既設法人が通所施設を設置する場合(左記認可の基準(3))又は既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合(左記認可の基準(4))で、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合。</p> <p>(2)借地借家法に違反する点があれば、違反事項を是正の上認めること。</p> <p>(地代)</p> <p>(1) 地代については、原則</p>
--	---	---	---	---	---

別表 社会福祉法人設立認可審査基準

				<p>(地代) 地代については、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性を考慮し、無料又は極力低額であることが望ましく、また、長期間にわたって支払う能力が認められること。</p> <p>(登記事項証明書) (1) 所有権保存登記済であること。 (2) 所有権移転登記済であること。</p> <p>(抵当権等) 抵当権等の制限物件が設定されていないこと。</p> <p>(その他) (1) 当該施設の建築許可の見通しが確実であること。 (2) 立地条件に問題がないこと。 (3) 住民の理解と協力を前提とするため、原則として地元の反対がないこと。</p>	<p>として無料であること。 有償の場合は、地代の確実な財源の見通しがある場合にのみ認めること。 (2) 地代の贈与契約書及び寄付者の所得証明書等により寄附能力を確認すること。 (3) 制度上、地代に施設収支差額を充当できる場合には、その収支予想に無理がないか、収支予想計算書等により確認すること。</p> <p>(所有予定地との共通事項) その他左記「登記事項証明書」、「抵当権等」及び「その他」の内容は、所有予定地に係る留意事項と同様であること。</p>
資金計画	<p>1 事業規模は適正であり、相応した資金計画であるか。 2 国又は地方公共団体から補助を受けること</p>	<p>(1) 施設建設計画書及び設立代表者等に面接の上確認すること。 (2) 補助予定通知(確約)書及び補助予定自</p>	<p>・施設建設計画書 ・補助予定通知(確約)書</p>	<p>(資金計画) 施設建設資金は、補助金、公的借入金(独立行政法人福祉医療機構等貸付金)のほか、確実な寄附金によること。  (借入金)</p>	<p>(補助金) 補助が確実に行われることについて、当該補助に係る国又は地方公共団体が発行する通知書等により確認することが</p>

別表 社会福祉法人設立認可審査基準

	<p>を予定している場合は、確実に補助を受ける見込みがあるか。</p> <p>3 借入金は、確実に調達することができる見込みがあるか。</p> <p>4 寄附金（設立当初の自己資金）は、確実なものであるか。</p> <p>5 借入金償還の見通しはあるか。</p>	<p>治体に連絡の上確認すること。</p> <p>(3) 独立行政法人福祉医療機構等の借入先に連絡の上確認すること。</p> <p>(4) 贈与契約書、残高証明書、所得証明書等及び寄附者に面接の上確認すること。</p> <p>(5) 償還財源に寄附金を充てるときは、贈与契約書、所得証明書等及び寄附者に面接のうえ確認すること。</p> <p>(6) 償還財源に自治体の補助金を充てるときは、債務負担行為確約書、補助予定通知書等及び補助予定の自治体に連絡のうえ確認すること。</p> <p>(7) 介護保険法上の事業を経営する場合で、その収支差額を公的借入金の償還に充てるときは、収支予想計算書に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為確約書</li> <li>・ 金融機関融資証明書</li> <li>・ 贈与契約書（身分証明書、印鑑登録証明書を添付）</li> <li>・ 残高証明書</li> <li>・ 所得証明書</li> <li>・ 不動産価格評価書（土地補充課税台帳登録証明書）</li> </ul>	<p>(1) 当該事業にかかわる長期借入金は、原則として公的借入金（独立行政法人福祉医療機構の協調融資を含む。）に限るものであること。</p> <p>(2) 民間資金の借入金を予定している場合には、事業規模を縮小する等により適正な財源の範囲にとどめるよう指導すること。また、その償還財源が区市町村からの補助金であり、かつ、基本財産を担保としないこと。</p> <p>(寄附金)</p> <p>施設建設計画に基づく自己資金として十分と認められる額であること。償還財源として確実に寄附される見通しがあること。</p> <p>(介護保険事業の収支差額)</p> <p>償還財源として認められる範囲内の額で、かつ、確実に充当できる見通しがあること。</p>	<p>できること。</p> <p>(借入金)</p> <p>(1) 民間資金の借入れを行う場合には、その償還財源が確実に確保されること。</p> <p>(2) 民間資金の借入れを予定している場合は、事業規模を縮小する等により適正な財源の範囲にとどめること。</p> <p>(寄附金)</p> <p>(1) 寄附金は、寄附者において確実に保有されていなければならないこと。</p> <p>(2) 寄附者（保証人も含む。以下同じ）の財政負担能力に比して過大であるものは認められないこと。なお、個人寄附については、年間所得額から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を</p>
--	---	---	--	--	--

別表 社会福祉法人設立認可審査基準

		より、その収支予想に無理がないか確認すること。			上回っていること。 (3) 寄附者は完済時において寄附できる年齢であること。ただし、寄附の承継者を置く場合には認められること。
--	--	-------------------------	--	--	--

社会福祉法人設立認可審査表

		事業所管課											
(ふりがな) (仮称)法人の名称		区分		金額及び規模		所有権等							
所在地		土地				所有者		寄附・購入					
事業内容	事業種別	名称		定員規模等		所在地		所有者		寄附・購入			
								現金		円			
役員等構成	理事長	( )	年月日 ( 歳)	職業	社会福祉事業 関係等の履歴	選任区分	利害 関係者	運用財産					
		( )	年月日 ( 歳)					施設整備 資金	円				
	理事	( )	年月日 ( 歳)					有・無	運転資金	円			
		( )	年月日 ( 歳)					有・無	法人事務費	円			
		( )	年月日 ( 歳)					有・無	その他	円			
		( )	年月日 ( 歳)					有・無	事務所等が借地借家の場合				
		( )	年月日 ( 歳)					有・無	権利設定 ( 有 ・ 無 )				
		( )	年月日 ( 歳)					有・無	贈与(寄附)者 氏名	基本財産 現金(千円)	施設整備 資金(千円)	運転資金 (千円)	法人事務費 (千円)
	監事	( )	年月日 ( 歳)					有・無	贈与(寄附)金額				
		( )	年月日 ( 歳)					有・無	合計	人	0	0	0
評議員	( )	年月日 ( 歳)					有・無	事業の必要性等					
	( )	年月日 ( 歳)					有・無	事業所管課の意見					
	( )	年月日 ( 歳)					有・無						
	( )	年月日 ( 歳)					有・無						
	( )	年月日 ( 歳)					有・無						
	( )	年月日 ( 歳)					有・無						
定数	理事名、監事名、評議員名	会計監査人設置		有・無		審査結果	適 ・ 否 (条件)		備考				
								施設整備費補助内示		適 ・ 否(理由: )			

別記様式2  
 社会福祉法人設立認可審査表(土地・建物)

施設名								
土	所有 区分	法人所有	寄附 ・ 購入	建	法人所有	寄附 ・ 購入		
		借用	(賃貸借の場合) 月額賃料		円	借用	(賃貸借の場合) 月額賃料	円
			(賃貸借の場合) 権利金		円		(賃貸借の場合) 権利金	円
			借用年数(契約期間)		年 月 日～ 年 月 日		年間	借用年数(契約期間)
使用許可	都または当区からの 無償貸与 ・ 使用許可		使用許可	都または当区からの 無償貸与 ・ 使用許可				
地	所在地			物	所在地			
	所有者				所有者			
	面積等	筆	m <sup>2</sup>		構造・ 面積等	棟	m <sup>2</sup>	
	備考				備考			

施設名								
土	所有 区分	法人所有	寄附 ・ 購入	建	法人所有	寄附 ・ 購入		
		借用	(賃貸借の場合) 月額賃料		円	借用	(賃貸借の場合) 月額賃料	円
			(賃貸借の場合) 権利金		円		(賃貸借の場合) 権利金	円
			借用年数(契約期間)		年 月 日～ 年 月 日		年間	借用年数(契約期間)
使用許可	都または当区からの 無償貸与 ・ 使用許可		使用許可	都または当区からの 無償貸与 ・ 使用許可				
地	所在地			物	所在地			
	所有者				所有者			
	面積等	筆	m <sup>2</sup>		構造・ 面積等	棟	m <sup>2</sup>	
	備考				備考			